

知多市議会規程第 3 号

知多市議会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市議会議長 伊 藤 清一郎

知多市議会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、知多市議会（以下「議会」という。）に対して行われ、又は議会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は、知多市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 7 年知多市条例第 4 9 号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(準用規定)

第 3 条 議会が所管する手続等を、条例の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、知多市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 7 年知多市規則第 6 1 号。以下「規則」という。）の規定の例による。

2 議会が所管する手続等（条例第 3 条から第 6 条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び規則の規定の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。